



# 肉用牛肥育経営安定特別対策事業 (牛マルキン事業)

平成29年度 生産者積立金単価(宮崎県)

品種	肥育牛1頭 当たりの積立額	積立金内訳		
		機構(3/4)	地域(1/4)	
			宮崎県	生産者
肉専用種	52,000円	39,000円	1,100円	11,900円
交雑種	76,000円	57,000円	400円	18,600円
乳用種	88,000円	66,000円	600円	21,400円

肉専用種:満25ヶ月齢、交雑種 :満22ヶ月齢、乳用種 :満18ヶ月齢の月末までに、協会からの積立金請求書に基づき納入すること。

## 登録申込について

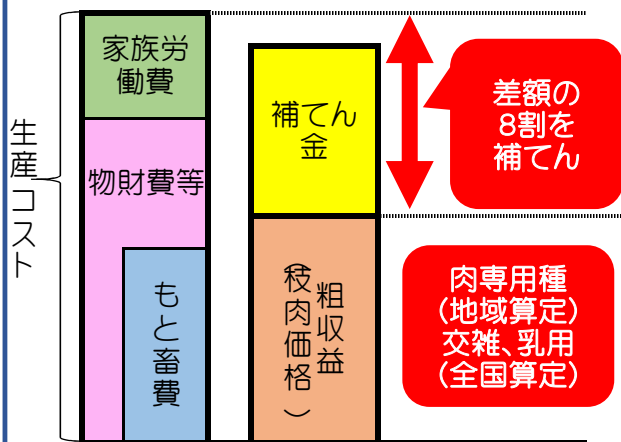
- 登録申込は生後6ヶ月から14ヶ月に達する日までにすること
- 登録申込者の牛である証拠書類があること(購入伝票等)
- 肥育牛は全頭加入すること
- トレサ転入報告がなされていること

## 補てん金交付について

- おおむね10ヶ月以上連続した期間、同一県内で肥育されていること
- 販売があった翌月末までに委託先等へ届出が完了していること
- 販売の証拠書類があること(販売伝票等)
- 個体登録日を迎えていること(生後17ヶ月齢)
- 生産者積立金が納付されていること
- トレサ転出報告がなされていること

## 補てんの発動の仕組みについて

肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を品種別に補てんします。



## 対象とならない牛について

繁殖雌牛、種雄牛、搾乳牛、妊娠牛(種付け含む)は事業対象となりません。

全廃棄牛(枝肉0円)、現金での売買は補てん対象となりません。

また、繁殖供用牛の販売報告を行った場合は、受け取った補てん金の返還及び契約解除となり、業対終了時の無事戻しも受けられなくなります。

詳しくは、(県内各農協、県配合飼料価格安定基金協会)または、宮崎県畜産協会までお問い合わせください。

宮崎畜産ひろば

検索

←情報  
発信中

